

「安全保障法制」の衆議院強行採決に抗議する会長声明

2015年（平成27年）8月6日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、「安全保障法制」について、衆議院において強行採決したことに抗議し、参議院に対し否決することを求める。

〈声明の理由〉

当会は、本年5月18日付「安全保障法制の閣議決定に対する会長声明」並びに本年6月8日付「『平和安全法制整備法』案、及び『国際平和支援法』案の廃案を求める会長声明」において、いわゆる「安全保障法制」の廃案を求めていたが、同法案は、7月15日には衆議院平和安全法制特別委員会にて、翌7月16日には衆議院本会議にて、それぞれ採決が強行された。

「安全保障法制」のうち、集団的自衛権の行使を可能にするための「武力攻撃事態対処法」及び「自衛隊法」の改正案、並びに集団的自衛権の行使が行われることを前提とした「米軍等行動関連措置法」、「特定公共施設利用法」、「海上輸送規制法」、及び「捕虜取扱い法」の改正案は、いずれも憲法第9条に抵触し、無効な法案と言える。また、「重要影響事態安全確保法」の改正案及び国際平和支援法案（新法）は、「現に戦闘が行われている現場」以外の場所における活動を広く認めるという点において、また、国際平和協力法案（新法）及び自衛隊法の改正案は、武器使用権限を拡大するという点において、他国との武力行使の一体化を招き、海外での武力行使に道を開くおそれがあり、やはり憲法第9条に抵触する法案であると言わざるを得ない。

本年6月4日、衆議院憲法審査会の参考人質疑において、与党が推薦した参考人である大学教授が本法案が憲法違反であるとの意見を述べ、野党推薦の2名の憲法学者も同様の意見を述べた。6月22日の衆議院特別委員会の参考人質疑では、元内閣法制局長官2名が、7月9日の日本弁護士連合会開催の集会では、元最高裁判事2名が、それぞれ安全保障法制を憲法違反ないしその疑いがあるとの意見を表明した。また、多数の憲法学者が憲法違反であると評価している。

世論調査でも、国会における政府の説明は不十分であり、審議が不十分であるとして、少なくとも慎重審議をすべきであり、今国会での成立に反対であるとの意見が多数を占めている。当会が本年6月21日に開催した「集団的自衛権行使容認と特定秘密保護法に反対する兵庫大集会・パレード」（於、東遊園地）には約9000人もの市民が集まったところであり、これらの状況から兵庫県内においても、集団的自衛権行使容認に反対する市民の声が、格段に強まっていることが分かる。

よって、当会は、このたび、「安全保障法制」について、衆議院において強行採決したことに抗議し、参議院に対し否決することを求めるとともに、さらに今後も憲法違反の「安全保障法制」の成立を阻止すべく、市民とともに一段と取り組みを強める決意である。

以 上